

令和2年8月17日

教員（非常勤講師を含む）各位

学 長

後期における授業・ゼミ等の実施について

後期における授業・ゼミ等の実施について、別表1のようにレベルを定め、後期レベル3により開始することといたします。

このことについては、すでにお示しした案に対する先生方からのご意見、前期を終えての学生による授業評価アンケート結果、並びに昨今の新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、辻井保健センター長を含めた緊急事態等対策本部会議にて慎重に検討してきました。また、メール審議ではありましたが、教育課程開発室と教務委員会の了承を経ております。

先生方におかれましては、前期に引き続き、多大なご苦勞等をおかけしますが、別紙「後期における授業・ゼミ等の実施に係る留意事項について（第1報）」を遵守され、学生の安心・安全と学修の保証に努めていただきたく、お願いいたします。

別表 1

後期における授業・ゼミ等の実施について (0817 版)

緊急事態等対策本部・教育課程開発室

		後期レベル0	後期レベル1	後期レベル2	後期レベル3 (現状よりやや緩和)	後期レベル4 (現状より厳しいレベル)
授 業	講義	・すべて対面可 (非対面も可)	・対面と非対面のいずれも可 ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の2/3以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の1/2以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて非対面
	実験・実技	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可) ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて対面可 (非対面も可) ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の1/2以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて非対面
	学外における授業	・すべて可	・事前に届け出る	・事前に届け出る	・事前に届け出る	・事前に届け出る
ゼミ		・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて非対面
個別指導 (卒論・修論等の個別指導を含む)		・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・卒論・修論等指導のみ対面可 ・事前に届け出る
卒論・修論等発表会		・すべて対面可 (非対面も可)	・すべて対面可 (非対面も可)	・教室の収容定員の2/3以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・教室の収容定員の1/2以下は対面可 ・対面の場合は事前に届け出る	・すべて非対面
学生の自習		・すべて可	・すべて可	・事前に入構の申請をする	・事前に入構の申請をする	・事前に入構の申請をする
教育実習		・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による
介護等体験		・各施設等の判断による	・各施設等の判断による	・各施設等の判断による	・各施設等の判断による	・各施設等の判断による
学校フィールド演習 I		・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による	・実習校の判断による

※1：いずれのレベルにおいても、対面の場合は「3密」回避等、感染防止対策を教員の管理・責任のもとで徹底する。マスクの着用、及び事前・事後の手指・器具・机等の消毒は必須。

※2：「対面可」「すべて対面可」とは、「対面でも実施可能」の意である。また必要に応じて「ハイブリッド型」(例えば、クラスを対面受講者とリアルタイム(またはオンデマンド)配信受講者に分け、週ごとに入れ替える等)も検討されたい。

※3：「教室の収容定員の「2/3」とは、3人用机に、1席あけて2名が着席するイメージ。

※4：後期レベル1・2・3における講義は、101 教室及び 102 教室は学内で非対面授業を受講する教室として確保するので使用不可。

※5：後期レベル1・2・3における実技について、人と人とが接触するものや、声楽など発声を伴うもの等は、すべて事前の届け出の際に教務課と相談すること。

※6：「事前に届け出る」は、教務課が対面授業の実施状況を把握しておくために、教員が教務課に届け出ることをいう。「審査・許可制」ではないが、内容によっては同課や緊急事態等対策本部で検討して不可になる場合もある。

※7：「事前に入構の申請をする」は、学生自身が学生支援課に申請することをいう。同課で検討して不可になる場合もある。

※8：学生の通学における感染の不安は、後期レベル2以上の場合において考慮することとする。ただし後期レベル1においても基礎疾患があるなど健康上の不安は考慮することとする。

※9：今後、各レベルの間にレベルを設けるなど、変更することがある(レベル1.5、2.5、…等)。変更の場合は遅くとも2週間前には発令するが、変更前より緩和された場合、変更前と同様の対応でも構わない。

※10：レベルの設定は、社会における感染状況や、国・奈良県の指針等に即し、緊急事態等対策本部と教育課程開発室で検討していく。

令和2年8月17日

教員（非常勤講師を含む）各位

理事・副学長（教育担当）

後期における授業・ゼミ等の実施に係る留意事項について（第1報）

後期における授業・ゼミ等は、後期レベル3により開始することといたします。

つきましては、別表1「後期における授業・ゼミ等の実施について」とともに、以下の留意点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

留意事項

1. シラバスについては、後期レベル3に対応した授業計画の作成をお願いいたします。
2. シラバスの「受講上の注意、メッセージ」欄に、「対面授業」を実施するか、「非対面授業」で実施するかを必ず明記してください。「非対面授業」を実施する場合は、その実施方法（Teams、moodle、電子ポートフォリオ等の使用も含めて）についても併せて記入してください。また、必要に応じて「今後変更することがあること」「指示を出す方法」等をご記入ください。
3. 対面と非対面をミックスさせた、いわゆる「ハイブリッド型」（例えば、クラスを対面受講者とリアルタイム（またはオンデマンド）配信受講者に分け、週ごとに入れ替える等）もご検討ください。
4. 以下のように、シラバス入力・修正期間を変更し、履修登録期間を従前より延長し期限を前倒しいたします。登録結果に基づき、必要に応じて対面・非対面、授業計画、教室の変更等をお考えいただき、シラバス修正期間に修正をお願いいたします。人数確定後、教室の収容人数との関係で調整が必要な場合は、教務課で対応します。

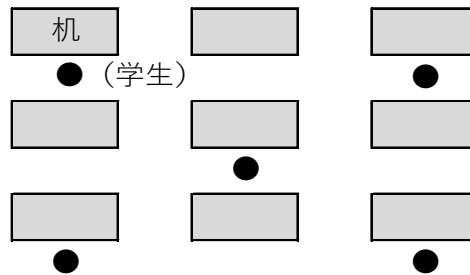
後期シラバス入力期間	8月21日（金）～ 9月 4日（金）
シラバス公表	9月10日（木）
履修登録期間	9月10日（木）～ 9月15日（火）
教室等調整期間	9月16日（水）～ 9月18日（金）
シラバス修正期間	9月19日（土）～ 9月22日（祝）
シラバス再公表	9月24日（木）
後期授業開始	10月 1日（木）
登録訂正期間	10月 9日（金）～10月14日（水）
登録確定日	10月14日（水）

5. 従前、10分間であった各コマのインターバルを15分間に延長します。その間に、換気や以下に示す消毒等を行うよう、ご協力ください。

	現 行	変 更 後	備 考
1・2時限	9：00～10：30	9：00～10：30	
3・4時限	10：40～12：10	10：45～12：15	
昼休憩	12：10～13：00	12：15～13：05	昼休憩は従来どおり50分
5・6時限	13：00～14：30	13：05～14：35	
7・8時限	14：40～16：10	14：50～16：20	
9・10時限	16：20～17：50	16：35～18：05	
11・12時限	18：00～19：30	18：20～19：50	
13・14時限	19：40～21：10	20：05～21：35	

6. いずれのレベルにおいても、対面の場合は「3密」回避等、感染防止対策を教員の管理・責任のもとで徹底してください。教務課や保健センターも協力します。なお、ソーシャルディスタンスを確保するための座席の間隔は、以下の座席配置例も参考にしてください。

(座席配置例)



7. 教員・学生ともにマスクの着用（マスク着用が難しい学生は、大学でフェイスシールドの用意がある）、及び事前・事後の手指消毒をお願いします。また、使用した器具や机等の消毒をお願いします。そのためアルコールスプレーやペーパー等は、大学において前期より多く配備する予定です。器具や机等の消毒は受講者にも行わせてください。また、教員においては完了を確認してください。これは、万が一、感染者が発生した場合に重要となります。
8. 対面で実施する場合、事前に教務課へ所定の申請書によって届け出てください。これは可否を審査するものではなく、教務課が実施状況を把握しておくためのものです（なお、内容によっては同課や緊急事態等対策本部で検討して不可になる場合もあります）。
9. 受講生には、毎授業において、どこに着席していたかを把握するようお伝えください。教務課には各教室の座席表がありますので、学生に配布するなどの場合は、適宜ご利用ください。また、当然のことながら、先生方におかれましては、出欠席者の把握をお願いいたします。これも、万が一感染者が発生した場合に必要となるものです。
10. 現在のところ、感染の多くは、マスクを外しての会食、会話が原因として報告されています。対面授業においても、可能な限りご留意いただきますようお願いいたします。教室や廊下、食堂などに注意喚起のポスターを掲示する予定です。
11. その他の留意事項は、前期と同様、国や奈良県、及び大学から発出するものを遵守してください。

以上

この件についてのお問い合わせ先
教務課教務担当 E-mail : kyoumu